

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-100号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
<b>別表</b>			<b>別表</b>		
	機 関	職		機 関	職
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 行財政改 革監 部長 局長 参 与 広報監 副危機管 理監 国際企画監 デ ジタル改革監 <u>原子力安 全調整監</u> 副部长 副 局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 男 女平等・共同参画統括 政策監 課長 室長（韓 国室長、ロシア室長、 <u>中 国室長及び東南アジア室 長を除く。</u> ）センター長 企画主幹（人事に関す る事務を行うものに限 る。）国際企画主幹 法 務管理監 情報主幹 課 長補佐 室長補佐 セ ンター長補佐 総務係長 （主管課に置かれるもの に限る。）総務班の副参 事（人事に関する事務を 行うものに限る。） (略)		知事部局	危機管理監 行財政改 革監 部長 局長 参 与 広報監 副危機管 理監 国際企画監 デ ジタル改革監 副部长 副局長 次長 都市局 長 技監 政策統括監 男女平等・共同参画統括 監 政策監 課長 室 長（韓国室長、ロシア室 長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹 （人事に関する事務を行 うものに限る。）国際企 画主幹 法務管理監 情 報主幹 課長補佐 室 長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置か れるものに限る。）総務 班の副参事（人事に関す る事務を行うものに限 る。） (略)
	(略)			(略)	
本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 <u>副局長</u> 部長 所長 医監 地域振興 監 副部长 副所長 センター長（県民サー ビスセンター長を除く。） 次長 農林事務所長 維持管理事務所長 分 所長 農林事務所次長	本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医 監 地域振興監 副部 長 副所長 センター長 （県民サービスセンター 長を除く。）次長 農 林事務所長 維持管理 事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管

		維持管理事務所次長 総務課長 庶務課長 総務福祉課長 企画調整課長（庶務に関する事務を行うものに限る。） 業務課長（港湾事務所（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所を除く。）並びに村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局地域整備部に置かれるものに限る。） <u>業務・空港用地課長</u> 総務係長（企画振興部に置かれるものに限る。）			理事務所次長 総務課長 庶務課長 総務福祉課長 企画調整課長（庶務に関する事務を行うものに限る。） 業務課長（港湾事務所（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所を除く。）並びに村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局地域整備部に置かれるものに限る。） <u>港湾空港業務課長</u> 総務係長（企画振興部に置かれるものに限る。）
	(略)			(略)	
	消防学校	校長 教頭 総務課長		消防学校	校長 教頭 総務課長
				愛鳥センター 紫雲寺 えずりの里	所長
	(略)			(略)	
	食肉衛生検査センター	所長 次長		食肉衛生検査センター	所長 次長
				コロニーに いがた白岩 の里	所長 次長 管理部長 総務課長
	(略)			(略)	
	教育センター	所長 次長 <u>総務課長</u>		教育センター	所長 次長（人事、給与、 <u>服務に関する事務を行うものに限る。</u> ）
	(略)			(略)	
備考	(略)			備考	(略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。